

令和元年度

国際原子力人材育成イニシアティブ事業
(原子力人材育成等推進事業費補助金)

公募要領

令和元年5月

文部科学省研究開発局
研究開発戦略官(新型炉・原子力人材育成担当) 付

目的

(1) はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、過酷事故への対応策が欠如していたことを露呈した。多くの国民の皆様にも多大な困難を強いる事態を招いてしまったことへの深い反省を、事故からおよそ8年が経過した現在においても、また将来においても政府及び原子力に携わる者は忘れてはならない。

平成30年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、原子力は、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」として位置付けられるとともに、原子力政策の再構築として、原子力の安全確保や国際協力への対応に加え、東京電力福島第一原子力発電所や今後増えていく古い原子力発電所の廃止措置等の課題への対応のために高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要とされている。また、既設の原子力発電所の一部は、原子力規制委員会による技術的、科学的な審査の後に再稼働を果たしており、原子力人材を取り巻く環境は年々大きく変化しているところである。

(2) 本事業の趣旨

このような状況の下、本事業では、社会環境の変化を踏まえ、産学官の関係機関の連携によって、人材育成資源を有効に活用するとともに、企業や社会から求められる人材をよりの確に把握することによって、効果的・効率的・戦略的に人材育成を行う取組に対して、補助金を交付する。

機関横断的な人材育成事業

1. 事業概要

社会環境の変化を踏まえ、産学官の関係機関の連携によって、人材育成資源を有効に活用するとともに、企業や社会から求められる人材をよりの確に把握することによって、効果的・効率的・戦略的に原子力分野の人材育成を行う機関横断的な取組を支援する。なお、「関係機関の連携」には、同一機関における他分野との連携を含む。

2. 補助の対象

以下の（１）及び（２）の条件を満たす取組

（１）実施機関（国内の機関に限る。）

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）

（２）事業内容

関係機関の連携によって、大学生等の学生を主な対象として、各機関が有する講師や施設等の資源を有機的に結びつけて行う機関横断的な人材育成の取組等（別紙参照）に対して、補助金を交付する。（ただし、過去に本事業による補助金の交付を受けた既存の課題の単純な継続は対象としない。）

3. 採択件数

5 件程度

ただし、採択課題の内容、経費規模、その他審査評価会の審査結果により変更がありうる。

4. 補助期間及び補助額

補助期間及び補助額は、おおむね以下のとおりとするが、課題計画の内容等を勘案し、予算の範囲内で毎年度決定する。

補助期間：原則３年※¹

補助額：初年度：２０００万円程度

次年度以降：前年度の交付額を超えない額※²

※１：課題計画等が不十分な場合、補助期間を１年間とするフェーズビリティスタディー（FS）として採択することがある。

※２：補助期間終了後も、実施機関が自主的に課題を継続できることが前提であるため、次年度以降は年度毎の交付額を段階的に削減する。実施機関においては、原則として、次年度以降の補助額が、前年度の８割程度に削減できるようとなるように、補助期間終了後を見据えた資金計画を立てること。

5. 補助対象経費について

（１）補助額の算定

課題を実施するために実施機関が実際に負担（支出）した補助対象経費から、課題の実施により得られる受益者負担分（受講料収入等）のうち、補助対象経費に充てるべきものとされる部分を減額した収支差に相当する額を補助額とする。（ただし、補助金交付決定額を上限とする）

（実際に負担（支出）した経費とは、実施機関が他の機関等に支出した経費とする。したがって、参加者が料金単価に基づいて負担すべき受講料を、この補助金で補助することはできない。）

【補助額の算定式】

補助金交付額 = 補助対象経費 - 受益者負担分※

※：受益者負担分のうち補助対象経費に充てるべきものは、例えば、研修を行う場合に受講料金の積算根拠に補助対象経費に該当しない経費（以下、「補助対象外経費」という。）が含まれるか否か、また、いかなる割合で補助対象経費が含まれるかを判定した上で算定する必要があるため、これらの詳細が分かる資料を補助金の申請の際に文部科学省に提出し、確認を受けなければならない。その結果、受講料収入の積算根拠に補助対象外経費が含まれる場合は、受講料収入のうち当該経費分については減額しない。

（２）補助対象経費の費目

以下の費用を補助対象経費とする。ただし、いずれの経費についても本事業と直接関係のある支出に限る。

①人件費

雇用契約等を締結し実施する課題に従事する者に、その労働対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等。ただし、国からの運営費交付金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できない。

(例) 事業担当職員賃金、補助者賃金、社会保険料等事業主負担分等

②事業費

a) 旅費・謝金

課題を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、委員等旅費、外国旅費、外国人講師招へい旅費、招へい外国人講師滞在費等。ただし、外国人研修生（留学生を除く。）及び社会人研修生については、自宅等と研修拠点の間における旅費（宿泊費及び日当を含む。）は補助金の対象外とし、研修期間において、他の研修生と一緒に研修を受ける際の旅費（宿泊費及び日当を含む。）については対象とすることができる。）及び諸謝金。

なお、航空運賃については、原則エコノミークラス料金とする。

b) 設備備品費

課題を遂行するに当たり必要不可欠な設備備品の購入経費及び当該設備備品を設置する際の軽微な据付けのための経費。

c) その他

課題を遂行するために必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、借料・損料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代等）、光熱水費、会議開催費、その他課題を適切に実施するに当たり必要となる経費。

なお、酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、課題の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等、課題の遂行と直接関連のない経費や建物等施設の建設、不動産取得に関する経費には使用することはできない。ただし、実施課題の一部として行われる国際会議・国際シンポジウム等に不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用することが可能である。

6. 事後評価・成果の取扱いについて

補助期間終了後、実施した課題の成果や継続性等について評価[※]を行う。なお、本事業は補助事業であるため、得られた成果については実施機関に帰属するが、国の予算による事業であること及び人材育成の事業であるという観点から、本事業で作成したテキストや教材等の成果物については積極的に公開することが望ましい。

※：補助期間終了後の評価結果及び成果報告書については、以下を参照すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/gensi/1339050.htm

7. 実施機関の選考について

(1) 選考方法

有識者による審査評価会を設置し、応募書類に基づいた総合的審査によ

り課題の選考を行う。審査に当たっては、必要に応じ対面による課題計画の聴取を実施する。

(2) 審査基準

- 課題内容が補助金の目的及び別紙の「平成31年度「原子力人材育成等推進事業費補助金」の選考方針について」と合致していること
- 課題の実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
- 実施機関において課題を的確に実施するための能力と体制が整備されていること
- 課題実施に向け、実施機関と他の関係機関（分野）との間の有機的な連携がされていること
- 原子力分野の人材育成に係る機関連携の中核となり、多くの機関の連携が見込まれること
- 見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること
- 補助期間終了後に自立的に課題を継続する方策が担保されていること
- 活動結果として具体的な成果が期待できること

8. 応募方法

応募書類（①～⑤）に必要な事項を記入した上で、電子ファイルを（iv）の提出先までE-mailにより提出すること。なお、提出は、下記事項を厳守すること。

(i) 応募書類

以下の電子ファイルを作成すること。

- ①公募申請書（様式1）
- ②課題提案書（様式2）
- ③要望額書（様式3）
- ④申請受理票（様式4）
- ⑤平成30年度終了課題の実施結果（様式自由）※

※：過去に本事業による補助金の交付を受けた既存の課題の単純な継続は対象としないため、平成30年度に終了した課題を発展させた提案を行う場合は、実施結果に関する資料を提出することとする。なお実施結果として、実施内容・達成度・参加した学生数・学生の所属学科や就職状況等の分析を踏まえた考察や今後の展開や課題等の成果が分かる資料を作成すること。

(ii) 応募書類関係一式の入手方法

応募書類関係一式は、文部科学省ホームページの公募情報（http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm）からダウンロードできる。

(iii) 公募期間

- 公募開始日 : 令和元年5月28日(火)
- 公募締切日 : 令和元年6月28日(金) 12時(厳守)

(iv) 提出先

E-mailアドレス : genshi@mext.go.jp (メール)

上記の提出先まで、E-mailにて提出すること。メールの件名は「原子力人材育成事業(実施機関名)」とすること。

(v) 複数の課題の提案

一つの機関が、複数の課題を提案する場合は、課題ごとに申請書を作成すること。ただし、複数の課題が強く関連するものについては、同一の申請書に記載した上、課題ごとに項目分けを行うこと。(この場合の要望額は個別課題の合計額とする。)

(vi) その他

- 応募書類の提出は、E-mailでの提出とする。また様式1~4の書類は、分割せずに1つのファイルとして提出すること。
- 公募締切り日時を超過して提出された応募書類は無効とする。
- 応募書類に不備がある場合は審査対象外となる場合がある。
- 応募書類の様式は変更してはならない(行の追加は可)。また必要がある場合は、適宜参考資料を添付することができる。

9. 公募説明会

公募説明会を下記のとおり開催する。参加を希望する機関は、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記入した上で、6月4日(火)12時までにE-mail(genshi@mext.go.jp)にて申込みを行うこと(会場の広さの都合により、事前登録のない機関は参加を断る場合がある)。なお、本説明会へ出席しなくても応募は可能である。

公募説明会の日時及び場所

日時 : 令和元年6月5日(水) 10:30~

場所 : 経済産業省別館5階 525会議室 ※

※ : 経済産業省にて実施している「原子力の安全性向上を担う人材の育成事業」と合同にて公募説明会を実施する。

10. 採択結果等の通知

課題代表者又は連絡担当窓口に対して採択結果を通知する。なお、面接審査を実施する場合は、課題代表者又は連絡担当窓口に対してのみ連絡し、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

また、採択に当たっては、例えば、課題計画等が不十分な場合、補助期間を1年間とするフィージビリティスタディー(FS)として採択する等、課題の内容や補助期間、経費、実施体制等に関して条件を付すことがある。

1 1. 交付手続等

- ①審査により選定された実施機関に対して、文部科学省より補助金が交付される。課題の実施に際しては、文部科学省が定める「原子力人材育成等推進事業費補助金交付要綱」に則り、補助金交付に係る諸手続が必要となる。
- ②補助金交付に当たっては、令和元年度における課題計画の所要経費の積算を提出することとなるが、補助額は課題計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。
- ③令和2年度以降の補助額については、予算の状況・課題の状況等により減額となる場合がある。
- ④本事業に申請する取組が、他の事業の委託費あるいは補助金等による経費の措置を受けている場合は、本事業に申請することはできないため、申請に当たっては、他の経費の措置を受けて実施している取組と十分整理した上で申請すること。
- ⑤選定がなされ、補助金の交付を受けた場合には、本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることとする。

1 2. スケジュール（予定）

6月～7月	課題審査（書類審査・ヒアリング審査）
7月～	採択課題の決定・公表
採択課題の決定後	交付申請手続
交付申請手続完了後	課題開始

1 3. 経済産業省における原子力人材育成の取組について【参考】

文部科学省においては、原子力分野における人材育成に関して、他省庁とも役割を分担し、事業を実施しています。文部科学省では、大学生等の学生を主な対象として原子力分野の人材育成の取組を実施しているのに対して、経済産業省では、現場技術者等の社会人を主な対象者として、我が国の原子力施設の安全を確保するための人材の維持・発展に関する取組を実施しています。

具体的には、経済産業省において、「原子力の安全性向上を担う人材の育成事業」により、民間企業や教育機関等に委託を行い、原子力施設立地地域の人材育成や、特定の課題解決に係る人材育成の取組を支援しています。文部科学省の本事業である「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」との違いを踏まえて、経済産業省事業への応募も御検討くだ

さい。
(公募情報
<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>)

【本件に関する問合せ先】

文部科学省研究開発局

研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）付

國光、齋藤

TEL 03-6734-4543（直通）

平成31年3月5日
原子力人材育成等推進事業費補助金審査評価会

平成30年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、原子力について、「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」としての位置付けが示されました。具体的には、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げ、前提の下、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた」原子力発電所については再稼働を進めること、また、原発依存度については可能な限り低減させるという方針の下、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から確保していく規模を見極めて策定した2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指し、必要な対応を着実に進める」ととされました。加えて、本計画においては、今後増えていく原子力発電所の廃止措置を安全かつ円滑に進めるためにも、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することの必要性が指摘されております。さらに、世界の原子力安全の向上等において積極的な貢献を行うことは、我が国の責務であり、世界からの期待でもあることが明示されました。

これらに対応するためには、原子力に関する教育・研究を実施する大学、独立行政法人、研究所や原子力事業を展開する機関において様々な人材を確保し、育成していくことが喫緊の課題です。

平成31年度の「原子力人材育成等推進事業費補助金」では、これらのことから、エネルギー基本計画及び後述する原子力人材に関する各種報告書等の背景にある社会環境の変化を踏まえながら、産官学の関係機関が連携することによる

- (1) 大学や高等専門学校の主として理工系学科・専攻における原子力関連教育のカリキュラムや講義・実習等の充実化・高度化・国際化
- (2) 原子力施設や大型実験装置などを有する機関及び原子力施設の所在する立地地域における高度原子力教育
※学生の教育を本来業務としていない機関が、自らの有する装置などを活用して、専門技術や現場体験の習得の場を提供するノウハウを蓄積することや、人材育成に関わる機関が立地地域の特徴を活かすことによって将来の高度原子力教育の裾野拡大に資するような取組を含む。
- (3) 事故の教訓をふまえた世界の原子力安全の向上への積極的貢献
※原子力安全教育の立案・実施等、世界の原子力安全の向上に資する人材育成活動（育成対象は海外の教育機関に属する学生等も含む。）を通じて、我が国の機関における人材育成機能の充実を図る取組であること。

など、今後増加する廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分を円滑に進めることに資する人材を含む我が国における将来の原子力分野を担う人材の育成や、世界の原子力安全の向上に資する人材育成活動を通じた国内機関の人材育成機能の充実を図る取組を重点的に支援します。

<具体的に想定される取組例>

- (1) 大学や高等専門学校の主として理工系学科・専攻における原子力関連教育のカリキュラムや講義・実習等の充実化・高度化・国際化
 - ・原子力に関わる基礎・基盤分野、核不拡散・核セキュリティ分野、原子力安全や危機管理、技術者倫理等に関するカリキュラムの開発・整備・試行

- ・廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分に資する人材を育成する教育プログラムの実施
- ・国内及び海外研修生の同時受講による国際感覚やコミュニケーション能力の向上

(2) 原子力施設や大型実験装置などを有する機関及び原子力施設の所在する立地地域における高度原子力教育

- ・シビアアクシデント等に係る大規模シミュレーションやシミュレータ実習
- ・(国研)日本原子力研究開発機構や大学等、国内外の機関が所有する研究炉やホットラボ等を用いた高度原子力・放射線実習

(3) 事故の教訓をふまえた世界の原子力安全向上への積極的貢献

- ・原子力安全の国際基準等の策定に貢献できる人材の育成
- ・原子力導入国において行われる当該国のニーズをふまえた人材育成の支援

提案に当たっては、以下の資料等を参考にして、提案する事業の位置付け、意義、機関連携の在り方を十分に整理し提案書に記載してください。

- ・エネルギー基本計画（平成30年7月 閣議決定）
http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/#head
- ・原子力人材育成作業部会中間取りまとめ（文部科学省）
（平成28年8月 科学技術・学術審議会原子力科学技術委員会 原子力人材育成作業部会）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/079/houkoku/1375812.htm
- ・軽水炉安全技術・人材ロードマップ（経済産業省）
（平成27年6月（平成29年3月改訂） 総合資源エネルギー調査会自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ）
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170324001.html>
- ・安全性向上原子力人材育成委託事業 成果報告書（経済産業省）
<http://www.iae.or.jp/jinzai/fy27/>
- ・原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について（見解）（平成24年11月 原子力委員会）
http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/121127_jinzai.pdf
- ・原子力人材育成の課題と今後の対応－原子力人材育成ロードマップの提案－
（平成27年4月原子力人材育成ネットワーク）
<http://jn-hrd-n.jaea.go.jp/material/activityreports/policy-roadmap-20150513.pdf>

受付番号	
------	--

(様式1)

令和元年度「機関横断的な人材育成事業」
公募申請書

申補 助金 交 付者	機関の名称		
	代表者役職・氏名		
	所在地	〒	
課 題 代 表 者	氏名（ふりが な）		
	所属（部署名）		
	役職		
	所在地	〒	
	電話番号 （代表・直通）	（代表）	
		（直通）	
	FAX番号		
E-mail			
連 絡 担 当 窓 口	氏名（ふりが な）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）	（代表）	
		（直通）	
	FAX番号		
E-mail			

(様式2)

**令和元年度「機関横断的な人材育成事業」
課題提案書**

(1) 申請者

(2) 課題概要

(2) - 1 課題タイトル

(提案する課題を簡潔にまとめた内容を10～30字程度で記入)

(2) - 2 課題の概要

(3) 目標設定

(3) - 1 課題における達成目標

(3) - 2 目標とする人材像

(3) - 3 主として対象とする人材及び育成する人数

実施項目	対象とする人材	各年度に育成する人数			合計
		令和元	令和2	令和3	
合計					

(4) 我が国の原子力人材育成体系に対する貢献

(4) - 1 我が国の原子力人材育成体系における位置付け、意義及び貢献内容。

(「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について(見解)(平成24年11月原子力委員会)」「東京電力福島原子力発電所事故を踏まえた原子力人材育成の方向性について(平成23年8月原子力人材育成ネットワーク)」等の各種報告書の記載内容と関連する場合は、当該関連部分を明示してください。)

(4) - 2 我が国の原子力人材育成体系との連携。

(原子力人材育成ネットワーク等我が国の人材育成体系との連携体制及び連携の仕組みを記載してください。)

(5) 課題計画

(5) - 1 人材育成方法

(人材育成方法やカリキュラム等を記載)

(5) - 2 実施項目及びスケジュール

(5) - 3 実施工程表 (課題の流れを示す線表)

(6) 実施体制

(6) - 1 課題の実施体制

① 実施責任者、実務担当者 (協力機関を含む)

② 実施体制図 (役割分担)

(6) - 2 予算執行・管理に関する実施体制

① 実施責任者、実務担当者

② 実施体制図 (役割分担)

(7) 関係機関の協力・負担の考え方

(7) - 1 申請者・連携機関等人材育成を行う機関による役割・負担 (費用、労力等)

(同一機関内における他分野との連携の場合は、それぞれの役割分担、連携の必要性、その効果等を明確に記載してください。)

(7) - 2 研修参加者等人材育成を受ける側の負担 (費用等)

(8) 補助期間終了後の課題の継続性

(8) - 1 補助期間終了後の課題の継続計画

(8) - 2 予算確保の目処 (めど)

受付番号	
------	--

(9) その他

(課題を実施することによる他機関・他分野における人材育成活動等への発展性や上記項目で記載していない選考方針との関連性等で特記すべき事項があれば記載してください。また、課題を実施するに際し、他の補助金・委託費等による原子力人材育成事業への応募状況・実施状況、これまでの原子力人材事業・研究実績等特記すべき事項があれば記載してください。)

受付番号	
------	--

(様式3)

令和元年度「機関横断的な人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出）

（単位：千円）

区 分	科 目	予算額	積 算 内 訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合 計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入

（単位：千円）

区 分	科 目	見込額	積 算 内 訳
1. 受講料収入			
合 計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額
 － ＝ 千円

受付番号	
------	--

**令和2年度「機関横断的な人材育成事業」
要望額書**

補助対象経費（支出）

（単位：千円）

区 分	科 目	予 算 額	積 算 内 訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合 計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入

（単位：千円）

区 分	科 目	見 込 額	積 算 内 訳
1. 受講料収入			
合 計			

補助対象経費 - 収入 = 補助金要望額
 - = 千円

受付番号	
------	--

**令和3年度「機関横断的な人材育成事業」
要望額書**

補助対象経費（支出）

（単位：千円）

区 分	科 目	予 算 額	積 算 内 訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合 計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入

（単位：千円）

区 分	科 目	見 込 額	積 算 内 訳
1. 受講料収入			
合 計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額
 － ＝ 千円

受付番号	
------	--

(様式4)

申請受理票

令和元年 月 日

受付番号	
------	--

申請者（補助金交付申請者）

機関等の名称	
課題代表者 役職・氏名	殿
E-mail	

発 信 者	文部科学省研究開発局 研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）付 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 電 話 03-6734-4543
-------------	--

令和元年度「機関横断的な人材育成事業」の公募に関する応募書類を受領いたしました。本件に関する御連絡等につきましては、この受付番号を御使用くださいますようお願いいたします。

※申請受理票は、申請書、提案書を受理したことを証明する書類ですので、機関の名称、課題代表者役職・氏名、E-mailアドレスを記入してください。

※本票は、文部科学省研究開発局研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）付が申請者に対しE-mailにて返送します。なお、7月2日（火）になっても返送がない場合は、お問い合わせください。